



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第34号

令和2年5月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　示

- 581 土壤汚染対策法による汚染されている区域の指定(環境対策課)
- 582 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 583 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 584 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
- 585 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 586 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 587 県営土地改良事業計画の総覧(農地計画課)
- 588 道路の区域変更(道路管理課)

## 企業局公告

- 一般競争入札の実施(企業局施設課)
- 一般競争入札の実施(企業局施設課)

## 雑　報

- 一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

## 告　示

## ◎新潟県告示第581号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年5月8日

新潟県知事　花角英世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
燕市吉田下中野字潟ノ内1473番1の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

## ◎新潟県告示第582号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年5月8日

新潟県知事　花角英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南魚沼市君帰994番2	田	380
南魚沼市君帰995番1	田	323
南魚沼市君帰1050番1	田	659
南魚沼市君帰1050番2	田	493
南魚沼市君帰1051番1	田	555

南魚沼市君帰1051番2	田	521
南魚沼市君帰1009番2	田	121
南魚沼市君帰1010番1	田	429
南魚沼市君帰1011番1	田	430
南魚沼市君帰1012番1	田	418

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和2年7月	5年	107,640円

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

## 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第26号（令和2年4月7日発行）で告示したが、令和2年4月21日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

## 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。

## 7 その他

機関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

## ◎新潟県告示第583号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年5月8日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分 品位等検査								
農産物の種類 国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば								
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受託先				
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号 受託の区分 登録検査機関 代表者名 主たる事務所の所在地				
新潟県	和田 徹	新潟県小千谷市大字三ツ生3951	もみ、玄米、大豆	K1514029				
	高柳 浩之	新潟県村上市坂町623-32	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514053				
	片桐 正敏	新潟県燕市下栗生津262	もみ、玄米、大豆	K1516001				
	伊藤 隆	新潟県新潟市西蒲原区兵右衛門新田64番地	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1516038				
	島野 美由紀	新潟県佐渡市羽茂村山1466	もみ、玄米、大豆	K1517030				
	板谷 幹夫	新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷1699	もみ、玄米、大豆	K1517035				
	佐藤 十三雄	新潟県三条市三竹1-7-15	もみ、玄米、大麦、大豆	K1517058				
	小田島 健太	新潟県柏崎市西山町伊毛366-2	もみ、玄米、大豆	K1525029				
	中島 志穂	新潟県長岡市与板町乙008-20	もみ、玄米、大麦、大豆	K1526018				
	姚倉 洋	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁214-4	もみ、玄米	K1526037				
	磯部 豊和	新潟県村上市佐々木808-15	もみ、玄米、大麦、大豆	K1529029				
	松田 あかね	新潟県村上市杉原11-23	もみ、玄米	K1528004				
備考 略称『新潟県検査協会』令和2年5月8日 農産物検査員11名の登録抹消、1名の住所変更。検査員合計723名。								

## ◎新潟県告示第584号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年5月8日

新潟県知事 花角 英世

## 1 加入区の名称 北蒲原加入区

2 区域 新発田市藤塚浜及び胎内市赤川、あかね町、荒井浜、飯角、伊徳寺、江上、江尻、大出、大川町、大塚、小地谷、表町、加賀新、北成田、北本町、乙、協和町、草野、久保田、倉敷町、小出、苔実、小舟戸、小牧台、笛口浜、山王、塩津、柴橋、清水、下高田、地本、十二天、城塚、新栄町、新館、新和町、菅田、住吉町、関沢、高野、鷹ノ巣、高野村新田、高橋、高畠、竹島、館ノ越、築地、築地新、土作、つつじが丘、富岡、寅田、中倉、中条、長橋、中村浜、並瀬、西川内、西栄町、西条、西条町、西本町、野中、羽黒、八幡、八田、半山、東川内、東本町、平木田、平根台、二葉町、船戸、古館、星の宮町、堀口、本郷、本郷町、本町、松波、水沢町、宮川、宮瀬、村松浜、桃崎浜、弥彦岡、山屋、横道、若松町の区域

## ◎新潟県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月8日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就 任

理事 長岡市下々条町1199番地	大関 八郎
〃 〃 高見町2061番地 1	伊丹 嘉昭 (理事長)
〃 〃 黒津町1122番地	反町 精志
〃 〃 新保3丁目4番6号	日山 佐一
〃 〃 亀貝町1770番地	川瀬 佐一
〃 〃 富島町187番地 1	星野 輝雄
〃 〃 福島町1626番地	古川 正人
〃 〃 新組町5366番地	小黒 寅雄
〃 〃 百束町1602番地	小熊 純一
〃 〃 浦瀬町4410番地	吉川 進一
〃 〃 桂町77番地	永井 榮一
〃 見附市椿澤町3276番地	井口 清一
〃 〃 田井町4216番地	米山 秋雄
〃 長岡市高島町161番地	穂苅 義信
〃 〃 十日町587番地	五藤 晴弘
〃 〃 下条町1531番地	恩田 繢
〃 〃 滝谷町173番地	今井 昭
〃 〃 曲新町1941番地	高木 克己
〃 〃 町田町19番地	鈴木 実
監事 〃 高見町3586番地	星野 伸一
〃 〃 富島町280番地 1	山岸 太栄
〃 〃 麻生田町1965番地	下条 功
〃 〃 定明町84番地	吉澤 克志
〃 三条市福島新田乙49番地	上木 次郎

就任年月日 令和2年4月21日

## 2 退 任

理事 長岡市下々条2丁目1332番地	小原 健市
〃 〃 高見町2061番地 1	伊丹 嘉昭 (理事長)
〃 〃 黒津町1122番地	反町 精志
〃 〃 新保3丁目4番6号	日山 佐一
〃 〃 亀貝町1835番地	安井 和雄
〃 〃 富島町265番地	渡辺 勉
〃 〃 福島町1626番地	古川 正人
〃 〃 新組町5366番地	小黒 寅雄

〃	〃	百束町1602番地	小熊 純一
〃	〃	浦瀬町4410番地	吉川 進一
〃	〃	桂町77番地	永井 榮一
〃	見附市椿澤町3276番地	井口 清一	
〃	〃	田井町4216番地	米山 秋雄
〃	長岡市高島町161番地	穂苅 義信	
〃	〃	十日町587番地	五藤 晴弘
〃	〃	下条町1531番地	恩田 繢
〃	〃	滝谷町173番地	今井 昭
〃	〃	曲新町1941番地	高木 克己
〃	〃	町田町19番地	鈴木 実
監事	〃	高見町3586番地	星野 伸一
〃	〃	亀貝町1770番地	川瀬 佐一
〃	〃	麻生田町1965番地	下条 功
〃	〃	定明町84番地	吉澤 克志
退任年月日	令和2年4月20日		

**◎新潟県告示第586号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を令和2年4月24日認可した。

令和2年5月8日

新潟県長岡地域振興局長

**◎新潟県告示第587号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営東中地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月8日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年5月11日から令和2年6月5日まで

## 3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年5月8日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで		(A) 7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B) 12.0~63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C) 28.1~129.0メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		(D) 15.6~163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで		(E) 14.0~37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで	新	(F) 15.2~47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G) 17.0~48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0~31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8~43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0~47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで		(K) 14.9~48.0メートル	755.8メートル

新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで		(L) 13. 4~30. 0メートル	877. 0メートル
三条市須戸新田字石田1285番 1 から 同市柳川新田字中谷内1069番 1 まで		(M) 16. 3~47. 4メートル	1, 229. 8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで	旧	(A) 7. 0~22. 0メートル	6, 633. 6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12. 0~63. 0メートル	7, 675. 4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで		(C) 28. 1~129. 0メートル	734. 8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで		(D) 15. 6~163. 8メートル	1, 001. 6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番 1 から 三条市下保内字六反田74番 1 まで		(E) 14. 0~37. 8メートル	547. 2メートル
三条市下保内字上谷地116番 1 から 同市北野新田字川東206番 1 まで		(F) 15. 2~47. 0メートル	686. 6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番 2 から 同市北野新田字川東195番 1 まで		(G) 17. 0~48. 8メートル	43. 8メートル
三条市北野新田字川東195番 1 から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15. 0~31. 2メートル	131. 2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17. 8~43. 2メートル	522. 8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17. 0~47. 4メートル	503. 8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番 1 まで		(K) 14. 9~48. 0メートル	755. 8メートル
新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで		(L) 13. 4~62. 0メートル	877. 0メートル

備考 1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)、(K)、(L)及び(M)は関係図面に表示する敷地の部分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線及び県道村松田上線と重用

## 企業局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟臨海工業用水道汚泥の運搬及び処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）（以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

令和2年5月8日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

R 2 新工委2第1号新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託（その2）

(2) 調達案件の仕様及び需要数量

汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分

※ 当該汚泥は、放射性物質汚染対処特措法第23条第2項に定める特定産業廃棄物に該当しないが、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約4,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

その他、入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟市北区笹山東（新潟東港物流団地内）及び受託者の処分施設ほか

(5) 入札方法

単価及び数量により入札に付する。

入札は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）により行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札における最少落札希望数量は、500トンとし、500トン未満の数量が記載された入札は無効とする。

2 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和2年5月8日（金）から令和2年5月19日（火）まで、企業局ホームページでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kigyo/>

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

(4) 現地確認の申込み

現地確認を希望する者は、事前に申込みを行うこと。申込み方法等については、入札説明書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は単独の業者又は共同グループとし、次の要件を全て満たす者であること。なお、法人又は個人のいずれも入札に参加することができる。

(1) 共通の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第

2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項各号の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。

エ 新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同グループの要件

入札説明書による。

(3) 単独の業者の要件

入札説明書による。

4 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

(1) 入札に参加を希望する者は、令和2年5月20日（水）午前9時から令和2年5月26日（火）午後5時までに、競争参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話:025-280-5565

(2) 競争参加資格の確認結果については、令和2年5月29日（金）までに競争参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、競争参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和2年6月8日（月）午後1時30分

(2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法

令和2年6月1日（月）午前9時から令和2年6月5日（金）午後5時までの間に、上記4(1)に書留郵便の方法により、提出期間内必着で提出すること。

6 入札に要求される事項

入札者は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札希望数量を入札書に記載し、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を添付しなければならない。

なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

7 入札保証金

入札時に、次の算式により算出して得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出しなければならない。

入札金額×落札希望数量×100分の110

8 契約保証金

(1) 単独の業者の契約保証金については、契約金額（入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

(2) 処分業を担う者と収集運搬業を担う者で構成される共同グループの場合

ア 処分業を担う者の契約保証金については、契約金額（内訳書の「処分」に記載の入札金額に100分の110

を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

イ 収集運搬業を担う者各者の契約保証金については、入札書に記載した落札希望数量のうち、各者が担う運搬数量に契約金額(内訳書の「収集運搬」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

なお、各者が担う運搬数量については、落札者決定後、別途処分業者あてに照会する。

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同価、同落札希望数量の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。
- (5) 入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、当該競争入札を取り消すことがある。
- (6) 入札の結果、落札者のない場合は、特例政令第11条第1項の規定により、入札者のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、予定価格の制限内で随意契約により契約を締結する。
- (7) 落札数量が需要数量に達しないときは、特例政令第10条第10項の規定により、需要数量に達するまで、入札者(落札した者を除く。)のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、最低落札単価の制限内で随意契約により契約を締結する。

その他は入札説明書による。

#### 10 無効入札

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 11 契約の停止等

- (1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者において、工水汚泥処理に必要な協定(自治体等と締結するものをいう。以下同じ。)の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法(明治29年法律第89号)第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- (3) 排出事業者である新潟県において、工水汚泥処理に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

#### 12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、3の(2)に記載のグループの構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

#### 13 その他

- (1) 暴力団の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

- (2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い  
ア 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。  
イ 提出された競争参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。  
ウ 提出された競争参加資格確認申請書等は返還しない。
- (3) その他  
ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。  
イ その他詳細は入札説明書による。  
ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の定めるところによる。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Commissioned service for collection and treatment of water purification sludge of The Niigata East Port Logistics Complex :1 set
- (2) Deadline for bid participant applications:  
5:00P.M. 26 May, 2020
- (3) Date of bid opening:  
1:30P.M. 8 June, 2020
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
General Affairs Division  
Bureau of Public Enterprise  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL:025-280-5565  
E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟臨海工業用水道汚泥の運搬及び処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）（以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

令和2年5月8日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達案件の名称  
R 2 新工委2第2号新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託（その3）
- (2) 調達案件の仕様及び需要数量  
汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分  
※ 当該汚泥は、放射性物質汚染対処特措法第23条第2項に定める特定産業廃棄物に該当し、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。  
需要数量 約6,000トン  
需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。  
その他、入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所  
新潟市北区笹山東（新潟東港物流団地内）及び受託者の処分施設ほか
- (5) 入札方法

単価及び数量により入札に付する。

入札は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）により行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札における最少落札希望数量は、500トンとし、500トン未満の数量が記載された入札は無効とする。

## 2 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ等

### (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和2年5月8日（金）から令和2年5月19日（火）まで、企業局ホームページでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kigyo/>

### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

### (3) 問合せ等

入札説明書による。

### (4) 現地確認の申込み

現地確認を希望する者は、事前に申込みを行うこと。申込み方法等については、入札説明書による。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は単独の業者又は共同グループとし、次の要件を全て満たす者であること。なお、法人又は個人のいずれも入札に参加することができる。

### (1) 共通の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項各号の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。

エ 新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### (2) 共同グループの要件

入札説明書による。

### (3) 単独の業者の要件

入札説明書による。

## 4 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

(2) 入札に参加を希望する者は、令和2年5月20日（水）午前9時から令和2年6月11日（木）午後5時までに、競争参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話:025-280-5565

(2) 競争参加資格の確認結果については、令和2年6月16日（火）までに競争参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、競争参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争参加資格を取り消す。

## 5 入札日時及び場所

### (1) 入札日時

令和2年6月26日(金)午後1時30分

(2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法

令和2年6月17日(水)午前9時から令和2年6月25日(木)午後5時までの間に、上記4(1)に書留郵便の方法により、提出期間内必着で提出すること。

6 入札に要求される事項

入札者は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札希望数量を入札書に記載し、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を添付しなければならない。

なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

7 入札保証金

入札時に、次の算式により算出して得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出しなければならない。

入札金額×落札希望数量×100分の110

8 契約保証金

(1) 単独の業者の契約保証金については、契約金額(入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

(2) 処分業を担う者と収集運搬業を担う者で構成される共同グループの場合

ア 処分業を担う者の契約保証金については、契約金額(内訳書の「処分」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

イ 収集運搬業を担う者各者の契約保証金については、入札書に記載した落札希望数量のうち、各者が担う運搬数量に契約金額(内訳書の「収集運搬」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

なお、各者が担う運搬数量については、落札者決定後、別途処分業者あてに照会する。

9 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同価、同落札希望数量の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかつたものとする。
- (5) 入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、当該競争入札を取り消すことがある。
- (6) 入札の結果、落札者のない場合は、特例政令第11条第1項の規定により、入札者のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、予定価格の制限内で随意契約により契約を

締結する。

(7) 落札数量が需要数量に達しないときは、特例政令第10条第10項の規定により、需要数量に達するまで、入札者（落札した者を除く。）のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、最低落札単価の制限内で随意契約により契約を締結する。

その他は入札説明書による。

#### 10 無効入札

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 11 契約の停止等

(1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(2) 落札者において、工水汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

(3) 排出事業者である新潟県において、工水汚泥処理に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

#### 12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、3の(2)に記載のグループの構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

#### 13 その他

##### (1) 暴力団の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

##### (2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争参加資格確認申請書等は返還しない。

##### (3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の定めるところによる。

#### 14 Summary

##### (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Commissioned service for collection and treatment of water purification sludge of The Niigata East Port Logistics Complex :1 set

##### (2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. 11 June, 2020

##### (3) Date of bid opening:

1:30P.M. 26 June, 2020

##### (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL:025-280-5565

E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp

## 雑報

### 一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学1号館A棟受変電設備更新工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月8日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 工事の名称

新潟県立大学1号館A棟受変電設備更新工事

##### (2) 工事の場所

新潟県立大学

##### (3) 工事の仕様等

入札説明書及び図面、設計書による。

##### (4) 工事期間

令和2年9月19日（土）から令和2年9月21日（月）まで（ただし令和2年9月22日（火）を予備日とする。）

#### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

##### (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

###### ア 交付期間

令和2年5月8日（金）から令和2年5月20日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

###### イ 交付場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学総務財務部財務課

##### (2) 入札説明書に関する問合せ等

###### ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

###### イ 問合せ受付期間

令和2年5月8日（金）から令和2年5月20日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

###### ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部財務課 ファクシミリ番号025-270-5173

###### エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和2年5月22日（金）までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

#### 3 入札執行の日時及び場所

##### (1) 日時 令和2年5月27日（水）午前10時

##### (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

##### (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

##### (2) 平成30年・平成31年度新潟県入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であり、Bランク以上のも

のであること。

- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有するこ  
とについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出  
し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

##### ア 提出期間

令和2年5月8日(金)から令和2年5月22日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後  
5時15分まで

##### イ 提出場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学総務財務部財務課

##### ウ 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

##### エ 提出書類及びその部数

別添の「競争入札参加資格確認申請書」

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ  
書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通  
知書の交付を受けること。

##### ア 交付日時

令和2年5月25日(月)午前10時から午後4時まで

##### イ 交付場所

(1) イに掲げる場所

#### 6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの  
間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 7 入札の方法

- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、  
委任状を持参すること。

- (2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、  
入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった  
契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。
- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を  
行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。
- (3) 再入札は1回を限度とする。

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落  
札者とする。
- (2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5  
号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたも  
のと随意契約の交渉を行うことがある。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提示した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
免除する。

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

## 13 契約書及び契約条項

「建設工事請負契約書（案）」のとおりとする。

## 14 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
  - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
  - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) 契約の停止等  
本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
- (3) その他  
本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。